（本號十面）（第三種郵便物認可）明治二十八年一月十日　第四千七百七十五號（定價金二錢五厘）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

明治廿八年一月十日　木曜日
舊曆甲午十二月十五日（丁巳）
日出午前六時五十三分　日入午後四時四十五分　月出午後五時十九分　月入午前五時十一分　滿潮午前三時五十分　干潮午前四時二十分
（西暦一千八百九十五年）
年始より十日　年末まで三百五十五日

時事新報

新領地を御するの方針如何（第二）

逸田樓主人　稿

此度の日清戰爭に就き文明を談じ仁政を講ずるの輿に乘じて或は目指す敵は滿清政府なり支那人民に非ずと嘂び或は明末の血統をして支那の一部に國を建てしめ之に文明の治法と文明の學術とを教へ我國に恨を結ばざる新政府を造りて日清韓三國同盟を組織して以て歐洲諸國の侵略を防ぐ可しと云ひ又は今後、我國人の支那新領地に行て實業又は教育に從事せんとするものは素より永住の積りにて彼我雜婚の覺悟もなかる可らずと論ずる者あり抑も支那に仁義の聲喧しくして仁義の實なきは如何にと云ふに或人の說に殺人の罪惡を殊更に口喧ましく咎むる村には必ず其罪人多く聲高に親孝行の德を喋々する家には必ず不孝の子あり支那に仁義の教の盛なるは仁義の人多きが故に非ず本來その國質に仁義の風なきが故に之を戒くるみと盛なるなり云々と說き得て妙なり支那人の本性は殘忍刻薄、貪淫醜猥、男らしき公戰に卑怯にして笑裡藏刀の陰柔手段に長け銅臭芬々たる殘忍酷くなきの人種にして孔子以來、二千四百有餘年の其間、絕えず說き聞かしたる仁義五常の說法は更に其効力なかりしのみならず偶々以て外面を裝ひ邊幅を壯大にして大言を吐くの資料を與へたるに過ぎず支那人は殘忍刻薄なり先づ彼の國の歷史を繙て觀るに炮烙の刑を觀て大に樂み人彘を廁中に置て我手に見せたるは妬女毒婦が格外に殘忍なる心の結果なりとするも其外に例へば范雎の傳に（前略）魏齊大怒、使舍人笞擊雎（范雎）、折脅摺齒、雎佯死、即卷以簀、置廁中、賓客飲者、醉更溺雎、と云ふ條あり我輩は斯の如き殘忍の所業を以て何處の國の歷史中にも全く見ざる所なりと云ふには非ず然れども支那の如く其屢々、起りたる國は稀なりと斷言する者なり國事犯の罪人を或は斬殺し又は市に磔斬するなどは每度のみにして遂に其文林中に特別に「剐、磔」の字をさへ出すに至れり世間には今回の日清戰爭に於て支那兵士が我野戰病院に闖入して負傷の兵士を虐殺し又諸處の交戰、殊に金州の役に於て我戰死者の遺骸に甚だしき無禮を加へたるを聞きて苟も仁義を教とする國人にして殘忍の此に達するは怪む可しとて驚く者もある由なれども昔、秦將白起は趙の降卒四十萬人を詐きて坑殺せり[illegible]生ながら[illegible]にする人劉が剖せて負傷兵士に憐みを示すが如きみそれからん今日にして白起の當時も今日も支那人の教は仁義五常の教にて其支那兵士が我戰死者の手足を斬ちたる[illegible]の例を逐ふ[illegible]るのみ晉文公の[illegible]に足らざるなり韓昌黎の[illegible]に云く必衲衣と又云く食餡面餅、無[illegible]戾聞、不[illegible]を孔子の性行として特に記したるを見れば當時の支那人は[illegible]になすべき[illegible]を[illegible]るゝまでに腐敗したる魚肉をも食して平氣なりしものならん而して今日の支那人も世界に名高き不潔の人民にして幾千年に亘りて不潔は彼等の本性たるを見る可し又彼等が金錢の事に穢くして不潔なるは衣食住の不潔なるに一步を讓らず百萬兩の財產家も半夜人定まるの後、金銀貨幣を摩して其粉末を利する者あり孟子が仁義を先にして利を後にすと說きしも其人民相應に自から道理あるみとなり

支那人は貪淫醜猥の人民なり史に云く後宮數千（西晉世祖武皇帝の後宮）、常乘羊車、宮人揷竹葉于門、灑鹽以待之、羊車所至、即留酣宴、と左しも三國鼎立の亂世を承けて四百餘州を一統したる稀世の英雄、司馬炎が羊車に乘りて宮人の間を徘徊するとは驚入たる次第ならずや又云く元の順皇帝元統元年三月、燕帖木兒死、燕帖木兒取泰定后爲夫人、前後尙宗室女四十人、有交禮三日遽遣歸者、後房充斥不能盡識、一日宴平章政事趙延宅、男女列坐、見坐隅一婦人甚麗、意欲與俱順、顧左右曰、此爲誰、對曰、大師家人也、自後荒淫日甚、體羸溺血而死、と然るに其君たる順皇帝は天魔舞を催し淫に耽りて終に元の社稷を亡すに至れり即ち史に云く（前略）各取良家女三四奉之、謂之供奉、（中略）於是廣聚女子淫戲、帝諸弟寵臣皆在前相狎、男女裸處、號所處曰皆即兀該と其他「淫虐日甚」とは支那の歷史中に屢々散見する所にして女色の爲めに國を亡すのみならず身を殺すに至りたる支那の明君主賢宰相は枚擧に遑あらず白樂天が「後宮佳麗三千人、××××遂令天下父母心、不重生男重生女」と云へる長恨歌中の詩句は詩の想像に非ずして其實際を寫したる名文字なり今日の支那人が萬里の波濤を超えて外國に行き頻に汗して働く所以のものは歸國して女色を同庁に耽りて死に至らんが爲めの資金を得んとする者なり支那に行はるゝ小說又は「笑府」など稱する滑稽書を觀るに猥褻實に甚だしきものあり又支那新聞廣告欄の大半は催淫藥の功能書を以て埋められたり支那の男子は道に婦人の面を見ず見れば必ず双方の間に許す可らざる關係の成立ち居るを證するなりと云へり斯くまで性行の淫猥醜劣なる人民たるを思へば我輩は吾未見好德如好色者也と云へる孔子の歎息中自から無限の意味あるを信ずる者なり

雜報

○乘艦記事（第四十四）

十二月二十七日於軍艦松嶋　特派員　宮本芳之助

在外の各艦は目下何事を爲しつゝあるか今後は時に如何なる運動を爲さんと欲するかは內地に在るものゝ最も知らんと欲する所ならん予輩も亦是等の事に就て絕へず注意し居るべく[illegible]に報道すべき任務を有するものなれども軍艦の進退は軍機に關するみと最も大なるを以て假令ひ予輩に於て戰略上に左まで關係なしと思はるゝみとにても紙上に現はすべからざるものあり或は既に世人一般に知れ亘りたるみとにても規律の上に於て尙秘密の區域中に包藏し置かざるべからざるものあり爲めに或は出なき艦內の出來事などを喃々しく揭ぐるみともあらんなれども時として文字にみそ明らさまに物せざれ實際に於ては大に注意を要すべきみともなきにあらず一言一語の中にも震天動地の信管を含有するみともあり或は棒大の吹聽も針小に歸するみとありて崑崙の山悉く玉塊ならずと雖も砂土の中には金も[illegible]ある習ひ平素の通信に價値なしとて左のみ咎め給はずんば幸甚なり

艦隊の動靜

は明言すべき限りにあらざれどもその久しく消息なきがために世或は艦員悉く手を空うして無事に苦むならんなど想像するものもあらん艦隊は依然同一の所に碇泊し居りて予輩に取りては記すべきみともなく報ずべきみとなきも靜中に動あり一艦內に何百名と云へる乘組員は日々爲すべき事を爲し執るべき業を執り守るべき所は乾度守り如何なる寒天にも洗ふべき甲板は洗ひ磨くべき大砲は必ず磨き或は砲擊の演習を爲し或は戰鬪の操練を爲す等平時と異なるみとなく實戰に臨みたる時も亦みれと變りたるみとなかるべし風の方向に依りて艦隊の位置は折々變更するみとあれど殊更に特筆すべき樣の事もなく唯一二の軍艦出入するみとあるを見る或は正西に向て進航するものもあらん或は正南に或は東南に往くもあるならん予は時々上陸するみとあるを以て軍艦の出入に就ては一々認知せざるも去る十九日の午後四時過ぎ浪速比叡の二艦發航して二十二日の午前八時頃歸港し翌二十三日午後四時には高千穗出艦し昨二十六日午前六時頃には千代田扳錨せりとの聲を釣床の中にて耳にせしが同八時過に至りて高千穗、千代田、秋津洲の三艦入港するを認めぬ予はその何の故たるを知らず

新舊司令官の送迎

我乘組軍艦に戰功者の多きは獨り松嶋の光りのみならず國の光ともなるべき慶事なれば榮任を賀するの點に於ては世人も異議なかるべし聯合艦隊の參謀長鮫嶋大佐は今度第一遊擊艦隊司令官に任ぜられ少將に昇進し西海艦隊の參謀長出羽少佐は大佐に昇進して聯合艦隊參謀長に轉じ前第一遊擊艦隊司令官坪井少將は常備艦隊の司令官に任ぜられたるを以て昨二十六日午前八時四十五分出羽新參謀長來艦し事務引繼の上鮫嶋新司令官は松嶋艦の士官一同に別を告げ同九時吉野へ轉乘せり松嶋艦にては送るに少將出艦の禮を以てし奏樂の聲嚠喨たりき

夫より暫くして我艦長殿下を始め士官一同新舊司令官訪問のため吉野艦に赴けり同艦の傍には各艦長士官等の伺候せんため乘寄せたる小蒸汽船短艇となく輻輳して軍艦旗の翩々たる樣一層輝きて見えぬ

程なく吉野は新舊司令官を載せて旅順に向け出帆せり各艦の乘組員は皆甲板上に齊列して帽子を振りつゝ艦橋上の將校、祝聲を擧ぐると同時に齊しく唱ふる祝聲は各艦相應じて波も動かん許りなりき我松嶋にては樂を奏して吉野艦の影見えずなるまで[illegible]ぬ謙遜にして物に拘はらざる鮫嶋新司令官は這回の昇進は自分ながら不思議に思ふ程なりとて痛く驚きたる由左のみ驚く[illegible]く勿れ黃海の一戰は我帝國をして[illegible]よりも光あらしめたり予輩は尙今後の手腕を拜見せんと欲するものなり

昨今の氣候

數日來の好天氣に寒溫器は追々昇進し[illegible]は四十二度より四十五六度の間を往[illegible]十度に至るみとあり艦橋上も四十度[illegible]正午過より南風變じて西風となり次[illegible]後三時過には寒氣俄かに強く二十八[illegible]て二十四度と爲り本日午前四時頃に[illegible]りしも今朝拂曉頃より又々二十四度[illegible]り斯くの如く寒溫の變化甚だしきた[illegible]みとも割合に强く本日は降雪の模樣[illegible]が如きみと暫くありて止みぬ凡て軍[illegible]も室內に火鉢を置くみと嚴禁なれば[illegible]の調べものに取掛りても握硯自由な[illegible]ールのランプを用ひて手を煖むるな[illegible]明するものあり然れども人工は容易[illegible]ず予輩は唯一日も早く一陽來復して[illegible]の線へる時を待つや切なり

本日正午十二時前吉野艦旅順より歸[illegible]後始めての入港なるを以て旗艦松嶋[illegible]を放ち松嶋よりも十一發の答砲を發[illegible]り一層冴へて聞えぬ

新聞の到着

は甚だ早きみともあれど今回の如き[illegible]見たるまゝなり多くは十一日の分遂[illegible]後の分は未だ到着せず尤も一二の新[illegible]で着したるものもありみれ全く便船[illegible]ならんが思ふに陸運は佐世保廻航の[illegible]のゝ如し

○乘艦記事（[illegible]）

十二月三十日於軍艦松嶋　特派員

艦中の年末

海上の眼界は頗る廣けれども步を運[illegible]く寒暖の差と風雨陰晴の變化あるの[illegible]々の歷史に於て絕えて異るみとなけ[illegible]どもなきが如く每朝六時半に起きて[illegible]れ喫し了りて甲板上に出で運動かた[illegible]きつ戾りつ幾回となく進みては山を[illegible]望み寒風に吹かれて新鮮の空氣に觸[illegible]めんと再び室內に入りて爐邊に集り[illegible]み居る內正午となり食後再び甲板に[illegible]邊に歸へりて蜜柑を喫し羊羹を喰ひ[illegible]て辛廿を評し居る中には晩餐と爲り[illegible]ーを呼びて甲談乙話別に珍らしき事[illegible]時を過ぎ十時と爲るを知らず斯の如[illegible]篇一律にして更に變化なく寂々寥々[illegible]年も終焉となり土曜も知らず日曜も[illegible]もいよ〳〵明日に迫りたるみとを今[illegible]たる位なれば債鬼何れの邊に徘徊し[illegible]儔を擁るの要もなければ門松を飾る[illegible]汲み雜煮を食ふ等百般の俗心を去て[illegible]禦へし四百餘州を蹂躙して大船小船[illegible]のれ實を戴せ我大八洲の津々浦々に[illegible]らん日を指折り數へて待つのみ

境遇の變化

千篇の消日法は千篇一律にして變え[illegible]